

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1371号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1371 号

平 成 28 年 12 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成27年3月18日教職第548号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「職員の不祥事および、不祥事で処分を受けたものについてわかるもの
一切（交通事故は除く）（2014年度市教委、学校を対称）」の非開示決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「職員の不祥事および、不祥事で処分を受けたものについてわかるもの一切（交通事故は除く）（2014年度市教委、学校を対称）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「職員の不祥事および、不祥事で処分を受けたものについてわかるもの一切（交通事故は除く）（2014年度市教委、学校を対称）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月27日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書は、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書である。具体的には実施機関が保有する懲戒処分に係る文書（処分説明書、処分案、てん末書及び事実確認記録）のうち、一般職職員の人事について所掌する横浜市教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）総務部職員課（以下「職員課」という。）で保有する文書である。

一般職職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項各号に規定する違反行為や非行を行った場合には、横浜市教育委員会職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒委員会」という。）で審査されることとなる。平成26年度は、教育委員会事務局の一般職職員の不祥事がなかったことから分限懲戒委員会は開催されていない。したがって、一般職職員の不祥事がなかったこと、分限懲戒委員会の開催実績がないことから本件申立文書は、作成しておらず、保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 不祥事について、他の部署から開示されているのに、なぜ非開示なのか、理解に苦しんだ。処分庁、実施機関が受け取っている文書について、ある部署が、自らの部署に無いからということで非開示決定をすることは、申立人としては理解し難い。他の部署にあるなら当然この実施機関としての非開示決定は、問題があるということとは、明らかである。
- (3) 他の自治体の事例で、開示請求書を最初に回された部署において、該当する行政文書が存在しないとして不存在の決定がなされ、その後、他部署において存在することが判明したことがあった。本件処分は同様の事例ではないかと思い、「教育委員会が受け取っている文書について、ある部署が、自らの部署に無いからということで非開示決定をすることは、申立人としては理解し難い。」との記述を行った。

5 審査会の判断

(1) 懲戒処分に係る事務について

職員課は、教育委員会事務局の一般職職員が法第29条第1項各号に規定する違反行為や非行を行った場合、事実確認を行い、てん末書の提出を受け、懲戒処分の標準例・処分量定一覧（平成15年9月17日総務局人材組織部人事組織課策定）の基準に基づき、処分案を作成する。これらの資料に基づき分限懲戒委員会で審査を行い、その結果を教育長に報告する。教育長はその審査結果を踏まえて実施機関に懲戒処分議案を推薦し、実施機関にて処分量定を審議し、処分を決定する。

なお、懲戒処分を行う場合、事案概要、処分内容等について記載した処分説明書を作成し、処分辞令とともに被処分者に交付する。

これらの事務は、職員の職種、勤務地等により、教育委員会事務局総務部の職員課及び教職員人事課並びに東西南北4方面の各学校教育事務所教育総務課の合計6課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについて分かる文書のうち職員課が人事を所掌している教育委員会事務局及び図書館等学校を除く教育機関の職員に関するものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会では、平成28年3月18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求においては、懲戒処分が確定したものを不祥事と考えた。

(イ) 職員課では、教育委員会事務局及び図書館等学校を除く教育機関の職員の人事を所掌している。本件請求で対象とされた期間に職員課が所掌する案件としては、懲戒処分の対象となると考えられる事案はなく、分限懲戒委員会を開催していない。このため、分限懲戒委員会に付議する資料である処分案その他資料は作成しておらず、てん末書の提出も受けていない。

(ウ) なお、本件請求において実施機関における不祥事のうち職員課が所掌する事案を除く事案については、教育委員会事務局の他の5課において決定を行っており、申立人が懸念するような事例ではない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、人事を所掌する6課のうち職員課が人事を所掌している教育委員会事務局及び図書館等学校を除く教育機関の職員に関するものに限って、本件処分を行っている。これに対し申立人は、「他の部署にあるなら当然この実施機関としての非開示決定は、問題がある」と述べている。

当審査会で非開示決定通知書を確認したところ、開示請求に係る行政文書は「職員の不祥事および、不祥事で処分を受けたものについてわかるもの一切（交通事故は除く）（2014年度市教委、学校を対称）」とのみ記載されていた。当該記載は、申立人が開示請求書に記載した文言を単に反復したものであり、実施機関のいずれの部署にも本件申立文書が存在しない場合の記載の仕方である。しかしながら、本件請求については、本件処分のほかに人事を所掌する他の5課を所管課として本件処分と同日又はその直前の日付でそれぞれ決定がなされている。このことによって実施機関は、人事を所掌している全ての部署で所管課ごとに本件請求に対する決定を行っていることは明らかである。

(イ) また、実施機関は、本件請求について判断するに当たり、懲戒処分が確定しているものを不祥事であるとしたが、このことについて文書特定の争いはない。

(ウ) 実施機関は、本件請求の対象となる期間に職員課の所掌する事務の範囲において懲戒処分が確定した事案はなかったと説明している。

そこで、当審査会において、懲戒処分に係る職員課の起案文書を検索したが、

平成26年度の起案文書には該当する文書件名を確認することはできなかった。

このことは、実施機関の説明と整合するものであり、実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月18日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・諮問の報告
平成27年4月21日 (第269回第二部会)	
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議